

令和3年3月17日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品基準審査課

## ゲノム編集技術を利用して得られた魚類にかかる これまでの遺伝子組換え食品等調査会での主な議論について（案）

### 1. ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて

#### (1) ゲノム編集した魚類の集団の特定方法

- ・ ゲノム編集した魚類の集団の特定に当たっては、養殖魚は栽培植物と比べて、
  - ① 育種・品種改良の歴史が非常に浅い
  - ② 魚種によっては、遺伝的多様性が非常に高い
 などの特徴があることに留意する必要がある。
- ・ モザイクによる変異については、次世代に移行しないため特段問題はない。

#### (2) 食品衛生上のリスクがある魚類（フグ等）の取扱い

- ・ 従来の食品と同等であると判断されたゲノム編集食品であっても、従来の食品自体に食品衛生上のリスクがあり、食品衛生法や関連する通知等において規制がなされている場合は、その規制に従う必要がある。
- ・ 自然毒のリスクは、ゲノム編集の程度や箇所に関わらず、慎重に判断するべき。
- ・ ゲノム編集フグにおいては、従来のフグの可食部の毒性と、ゲノム編集フグの届出がなされる養殖方法によって得られたフグの可食部の毒性が食品衛生の観点において同様である、ということを適切な検査によって示されることが必要である。

#### (3) その他食品衛生上の留意点

- ・ 全ゲノムシーケンス（全塩基配列）によるオフターゲットの確認は、現時点においては、食品衛生上の観点において他の手法と同様、組み合わせて検討されるべき手法の一つである。外来遺伝子の残存有無の確認に当たっては、サザンプロットやPCR等の適切な手法により確認することが重要である。ただし、次世代シーケンサーを用いた新たな解析手法も報告されており、今後の事例ごとに判断することが重要である。

### 2. ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおいて留意すべき事項

- ゲノム編集技術応用食品等に対する消費者の不安の解消に努めることが重要であり、また、国民のさらなる食料自給と消費を目指した養殖業の成長のための社会実装に向けて、消費者の理解促進を念頭に置いた丁寧なリスクコミュニケーションの実施が必要である。
- 消費者の選択のため、トレーサビリティや表示の協力を事業者に求めることも必要である。